

税制上の優遇措置について

【所得税法上の優遇措置について】

- 1 今回の募金のように、私立学校にご寄付いただきますと、所得税法上の優遇措置を受けることができます。優遇措置の種類としては、①税額控除 と ②所得控除の2つがあります。
 - ① 税額控除の場合
 - ア 「その年の寄付金額－2千円」の額の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。
 - イ 対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度になります。また、税額から控除できる金額は、所得税額の25%が上限となります。
 - ② 所得控除の場合
 - ア 「その年の寄付金額－2千円」を、年間所得額から控除することができます。
 - イ 控除できる金額は、その年の総所得金額等の40%が限度となります。
- 2 いずれの場合も、寄付金の領収書と受領者（今回は学校）が発行する証明書類を添付して、確定申告をしていただきますと、所得税の還付を受けられます。
- 3 上記の領収書及び証明書類については、ご入金いただいてから1～2か月位後に、払込用紙に記載のご住所にお送りいたします。その際に、税制上の優遇措置を受けるための手続等についての説明書類も同封します。